



笠総第1245号

令和2年9月29日

笠岡市監査委員 坂本昭雄様

笠岡市長 小林嘉文



住民監査請求に基づく勧告に係る措置の実施について

地方自治法第242条第9項の規定により住民監査請求に基づく勧告に係る措置を次のとおり実施したので、同項の規定により通知します。

記

- 1 勧告年月日 令和2年9月25日
- 2 勧告内容 笠岡市議会の会派「笠栄会」に交付された令和元年度の政務活動費162万円のうち不適正支出分の40万7,359円を市長に返還するよう求めることを笠岡市長に対し勧告する。
- 3 措置年月日 令和2年9月29日
- 4 措置内容 当職は、笠岡市議会の会派「笠栄会」に対し、令和2年10月31日までに、40万7,359円の支払いを行うことの請求をした。